

ちちぶ移住職業体験ツアー等参加者宿泊費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父地域内企業等の人材確保とU I J就職の促進を図るため、ちちぶ雇用活性化協議会が実施する「ちちぶ移住職業体験ツアー」又は「林業見学会」に参加する者に対し、予算の範囲内においてちちぶ移住職業体験ツアー等参加者宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「ちちぶ移住職業体験ツアー」又は「林業見学会」に参加する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 秩父地域外に住所を有し、秩父地域内での就業を希望する者であって、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の卒業年次に在籍していること。

イ 大学等に在籍しない18歳以上の者で、求職中のもの

(2) 2日間の日程で開催される「ちちぶ移住職業体験ツアー」又は「林業見学会」において、2日間とも参加する者

ただし、体調不良等やむを得ない理由により、1日のみの参加となった場合は、これを含むものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が「ちちぶ移住職業体験ツアー」又は「林業見学会」に参加した際に、秩父地域内の宿泊施設の宿泊に要した経費(食事代を除く。)とする。ただし、補助対象者が食事付き宿泊プランを利用した場合は、宿泊翌日の朝食代のみを含めた宿泊に要した経費を補助対象経費とする。

2 前項において、同一家族の複数の補助対象者又は補助対象者と補助対象者以外の者が同室に宿泊するなど、領収書等から各々の宿泊に要した経費を区分することができない場合は、合理的な按分率をもって求めた宿泊に要した経費をもって、補助対象経費とすることができるものとする。

2 前2項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費としない。

- (1) 領収書等で確認ができない経費
- (2) その他会長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費相当額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者1人当たり1泊7,800円、1年度内2泊を上限とする。

2 前項に定めるものの他、補助対象者が同一の場合、令和3年度と令和4年度を合算した宿泊数は、「秩父地域インターンシップ受入促進補助金交付要綱」第6条で規定する宿泊数を含め、5泊を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、参加した「ちちぶ移住職業体験ツアー」又は「林業見学会」が終了した日の翌日から起算して1箇月以内に、ちちぶ移住職業体験ツアー等参加者宿泊費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 宿泊費の支払いを確認できる領収書等
(合理的な按分をした場合は、それが分かるものを含む)
- (2) 居住地を確認できる書類
- (3) 大学等に在籍する場合は、それを確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業終了後3年間、事業に関する調査に協力すること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の交付決定)

第7条 協議会は、第5条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、ちちぶ移住職業体験

ツアー等参加者宿泊費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、ちちぶ移住職業体験ツアー等参加者宿泊費補助金交付請求書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

（請求に対する交付）

第9条 協議会は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 協議会は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。**
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。**